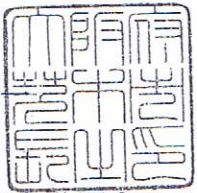


公文書部分公開決定通知書

茨北第000155号
平成30年5月8日

畑中 剛 様

茨木市長 福岡 洋



平成30年4月23日に請求のありました公文書の公開については、次のとおり一部を公開することと決定しましたので、茨木市情報公開条例第11条第 1 項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の件名		安威川ダム周辺関連事業一直近の市調査委託報告書
公開の実施方法		閲覧・交付
公開の日時及び場所		平成30年5月14日 午後4時から午後5時までの間に、会派控室にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。
公開しない	部分	別紙のとおり
	理由	茨木市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 別紙のとおり 茨木市情報公開条例第 7 条第 3 号に該当 別紙のとおり 茨木市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当 別紙のとおり
一年一月一日以後であれば公開の請求に係る公文書を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
担当		都市整備部北部整備推進課 電話番号 072-620-1609

備考 1 公文書の公開を受けるときには、この通知書を提示してください。
2 この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に茨木市長に対して審査請求をすることができます。
3 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公開しない部分及び公開しない理由

公開しない部分	公開しない理由
「1.2.1民間事業者との相対によるヒアリング」中の各事業者との議事録	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 各事業者との議事録は、公にすることにより、事業者の事業に関するノウハウ及び経営の計画・方針が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 各事業者との議事録は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「1.2.2国土交通省「地方ブロックプラットフォーム」主催のサウンディングへの参加」中のサウンディング議事要旨の「1)質疑応答」及び「2)事業参画の可能性について」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 「1)質疑応答」及び「2)事業参画の可能性について」に記載された内容は、公にすることにより、事業者の事業に関するノウハウ及び経営の計画・方針が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「1)質疑応答」及び「2)事業参画の可能性について」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「1.3.3湖面橋について」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「1.3.3湖面橋について」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.2活用条件の検討」中の図2.3事業対象区域における活用方法のイメージ	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 図2.3事業対象区域における活用方法のイメージは、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.3.1検討条件の整理」中の「2)インフラ等の整備状況の整理」中の図2.9ガスの整備状況	茨木市情報公開条例第7条第3号に該当 図2.9ガスの整備状況は、公にしないことを条件として市の要請によりガス事業者から任意に提供を受けたものであり、当該情報を公にすることにより、今後、当該事業者の協力を得ることが著しく

「2.6.2湖面橋の必要性に関する検討」中の「(4)産業連関分析を活用した湖面橋の必要性検討方法について」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「(4)産業連関分析を活用した湖面橋の必要性検討方法について」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.7.3官民役割分担のパターン」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「2.7.3官民役割分担のパターン」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.8.2事業方式の比較検討」中の表2.32民間事業者の事業企画を含む施設等の整備手法、表2.33民間事業者の事業企画を含む施設等の整備手法及び表2.34土地の権利形態に係る手法の分類（項目を除く。）	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 表2.32民間事業者の事業企画を含む施設等の整備手法、表2.33民間事業者の事業企画を含む施設等の整備手法及び表2.34土地の権利形態に係る手法の分類（項目を除く。）は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.8.3事業方式の組み合わせの検討」中の表2.35各パターンの得失評価（項目を除く。）	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 表2.35各パターンの得失評価（項目を除く。）は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.8.4想定事業スキーム（案）」中の「(1)案1」、「(2)案2」及び「(3)案3」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「(1)案1」、「(2)案2」及び「(3)案3」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「2.8.5民間事業者による市民活動支援に関する検討」に記載された内容	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 「2.8.5民間事業者による市民活動支援に関する検討」に記載された内容は、市の機関内部における検討途中の段階の情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。
「3.1.1概算事業費の設定」に記	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当



安威川ダム周辺整備 制度設計等検討業務委託

報告書

平成 30 年 3 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社